

2025 年 7 月 10 日

各 位

大阪市大正区船町一丁目 1 番 66 号
株式会社中山製鋼所
代表取締役社長 内 藤 伸 彦

譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関する取締役会決議公告

当社は、2025 年 6 月 26 日開催の取締役会において、自己株式の処分について下記のとおり決議いたしましたので、会社法第 201 条第 3 項及び第 4 項の規定に基づき公告いたします。

記

1.	処分する株式の種類及び数	当社普通株式 40,610 株
2.	処分方法	特定譲渡制限付株式を割り当てる方法
3.	処分価額	1 株につき金 618 円
4.	処分価額の総額	金 25,096,980 円
5.	出資の目的とする財産の内容及び価額	2025 年 6 月 26 日開催の当社の取締役会の決議に基づき、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）6 名及び執行役員（取締役を兼務しない執行役員）4 名に付与される当社に対する金銭債権合計金 25,096,980 円（処分する株式 1 株につき出資される金銭債権の額は金 618 円）を現物出資の目的とする。
6.	処分先	取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。） 6 名 27,666 株 当社の執行役員（取締役を兼務しない執行役員） 4 名 12,944 株
7.	処分期日	2025 年 7 月 25 日

以 上